

第17号議案

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

府中市営住宅条例（平成9年12月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

府中市営住宅条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1)～(7) 省 略</p> <p>(8) 省 略</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(1)～(7) 省 略</p> <p>(8) 省 略</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 省 略</p>